

入札説明書（賃貸借契約用）

本件入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 件名 図書館システム機器等賃貸借

2 仕様 別紙仕様書のとおり

3 入札方法 本件入札は、郵便入札の方法による。

郵便入札の方法は、別紙「郵便入札の手引き」を必ず参照すること。「郵便入札の手引き」による方法以外の方法で提出された入札書は無効とする。

4 仕様書等に対する質問

（１）質問方法

本件に関する質問は、原則として市指定の質問書様式により、FAX又は電子メールで送信すること。なお、FAX又は電子メールの送信後は、確認のため、必ず下記の質問書送付先に電話連絡を行うこと。

市指定の質問書様式は、市ホームページ内「入札情報＞2 一般競争入札公告等＞制限付一般競争入札公告」に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

（２）質問書の送付先

会津若松市役所契約検査課

電話番号：0242-39-1212 FAX番号：0242-39-1413

契約検査課代表メールアドレス：keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（３）質問期限

令和8年10月26日（月） 午後5時15分まで

（４）質問に対する回答

後日、質問者に対してFAXで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を市ホームページに掲載する。また、市契約検査課において閲覧に供する。

※ 入札の前に必ず、質問の有無及びその回答内容について確認すること。

5 落札候補者の決定方法

この案件は、予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格で入札した者を落札候補者とする。落札候補者となり得る同価の入札をした方が2者以上いる場合は、くじ引きを行い落札候補者の順位を決定する。

当該入札をした者が開札に立ち会っている場合は、その者がくじを引き、立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 入札書記載金額

- (1) 入札書記載金額については、契約期間における月額を記載する。
- (2) 入札書記載金額にその金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）を落札価格（契約金額）とするので、入札書に記載する金額はその10%に相当する額（消費税及び地方消費税の額）を除いた金額を記載のこと。
- (3) 入札金額の訂正は認めず、金額の訂正がなされた入札書は、無効とする。金額を書き間違えた場合は、訂正印等による修正ではなく、新しい入札書に書き直して提出すること。

7 契約保証金について

契約保証金は、会津若松市財務規則第105条第1項第10号の規定により、免除とする。

8 その他

- (1) 市ホームページ掲載の会津若松市競争入札心得（平成13年3月6日決裁）の規定について熟知のうえ、入札に参加すること。
- (2) 入札日時点において、入札参加資格を有していない場合は、当該入札は無効となる。入札参加資格の更新が遅れた場合は、有効期限が途切れるので十分注意すること。
- (3) 税法の改正等に伴い、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合には、協議のうえ、変更契約を行うものとするので、了知のうえ応札すること。